

令和 6 年 8 月 会 議
第 14 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

閲覧用

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 6 年 8 月 27 日(火)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 8 番	木 村 寛	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫

欠 席 委 員

議席番号 7 番 早 川 晴 子

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当	山 田 英 毅	第 3 地区担当	志 澤 輝 彦
第 2 地区担当	峯 山 健 吾		

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 17 号	農地法 5 条の規定による許可申請について
議案第 18 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 19 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
報告第 5 号	専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	峯 山 哲 夫
次 長	三 枝 利 行
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9 時 30 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）（挨拶）

ただ今より令和 6 年 8 月第 14 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、委員 7 番早川 晴子委員におかれましては、所用のため欠席の報告をいただいております。したが

いまして、現在の委員数は、12 名、推進委員は 3 名でございます。

定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、1 番森山委員、2 番比留川 賢次委員のご両名にお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。

はじめに、委員の皆様には議案を郵送後に案件の取り下げがございました。差替えの総会議案書、農地法第 5 条の転用に係る資料 1、協議会資料、協議会資料 1 のほか、諸般の報告、神奈川県農業会議から配布されました「農政時報」をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。9 月 3 日、第 27 回 JA さがみあやせ農業収穫祭実行委員会、さがみ農協綾瀬支店において、会長が出席される予定でございます。4 日、農業者年金加入推進特別研修会、神奈川中小企業センタービルにおいて、職務代理が出席される予定でございます。5 日、令和 6 年度第 1 回農業委員会会長・事務局長及び市町村合同会議、産業貿易センターにおいて、会長、事務局長が出席される予定でございます。19 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 2 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 6 年 9 月（第 15 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。26 日、令和 6 年 9 月（第 15 回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。

総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に当日総会分を申し上げます。法第 5 条許可申請 1 件 328 平方メートル、買受適格証明 1 件 743 平方メートル、農用地利用集積計画

決定 10 件 19,815 平方メートル、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 1 件 1,469 平方メートル、法第 4 条届出 1 件 390 平方メートル、法第 18 条通知等 2 件 2,477 平方メートル、農地法適用除外処分 1 件 1,404 平方メートルでございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第 1 号、議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹)総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 3 番でございます。

申請人及び申請地は記載のとおりです。申請地は XXXXXXXXXX、地目畑、地積 328 平方メートルでございます。転用目的は資材置場でございます。転用理由は本社近隣地での資材置場確保のためとのことでございます。

権利の種類につきましては賃借権の設定、農地の区分につきましては第 3 種農地でございます。場所につきましては、案内図をご参照願います。また、別冊・資料 1 で申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、東側・北側隣地境界に段積みをし、フェンスを新設します。境界より 1 メートルは空地とし、隣地への影響が無いように留意します。雨水等は自然浸透です。敷地内は通路・車両置場・資材置場すべてを不等沈下が起きないように転圧及び砕石敷きの施工を行い、計画図のとおりトラロープで区画いたします。工期は許可日から 30 日間でございます。土地利用計画につきましては、資料 8 ページをご参照ください。

立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第 3 種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 4 番 比留川 義昭委員

○4 番(比留川 義昭君)整理番号 3 番、先日、1 班 4 名で、現地調査の結果、農地として管理されており、耕うん状態でした。許可妥当だと思いますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（ 〇〇〇〇 〇〇〇 君）おはようございます。申請人 〇〇〇 氏、 〇〇〇 〇〇〇 より委任を受けております 〇〇〇 です。 〇〇〇〇 は大和市渋谷五丁目の高座渋谷から5分の場所で営業しております。創業が昭和58年になります。以前は分譲等やっていたのですが、近年は賃貸、管理業と、管理物件に対する、補修等とあわせて、ハウズビルダーさんからの建築土木の受注をしております。

質問に対して1、転用を行う理由と、この地を選定した理由について、弊社は40年以上、不動産の分譲、賃貸の仲介等の全般を行っています。しかしながら最近では、地域密着型の賃貸管理を主に管理物件が増えてきました。地元の多くのお客様にご愛顧いただき、庭、外構など、エクステリアの受注が年々徐々に増えてきました。また、建築土木業では、横浜の 〇〇〇〇〇〇 からの受注が継続的に増えており、事務所の裏の駐車場約29坪に、暫定的に資材を置いていたのですが、狭小であったことや、資材置場は見栄えも悪く、駐車場として利用してほしいとの近隣からの要望があったことから資材置場を撤去しました。現在は、現場へ資材を直接搬入しており、非常に効率の悪い状況です。このような状況の中で受注が増えており、代替地を早急に探しておりましたが、弊社にとってベストな資材置場が見つかりませんでした。弊社に必要な資材置場として、適切に資材を配置利用でき、幹線道路が近くアクセスも良く、なおかつ、本社より車で10分以内、有効利用できる土地、

約 330 平米を有し、業務用車両が出入り可能な形状かつ接道条件が道路幅 4 メートル以上という土地を探していたところ、申請地を見つけました。申請地は、弊社から車で 10 分、約 4.3 キロと比較的近く、県道用田バイパスまで車で 2 分、弊社の活動エリアへのアクセス等の利便性も良く効率化が図れ、前面道路も 4 メートル以上確保できる道路に面しており、弊社が希望している資材を適切に配置できる場所であります。地権者におかれましては、労力が不足しているため、ご自身は他の農地の営農で手一杯であり、申請地であるこちらの農地まで耕作することが難しい状況であるということが大きな決め手になりました。以上のことから、弊社の条件に合致する土地は他になく、転用を申請するものであります。

2、土地利用計画及び施設の概要について、全体敷地の利用計画になります。敷地は、転圧砂利敷とし、敷地内の雨水は、敷地内処理する予定です。

3、転用計画と周辺への防除対策等について、東側、北側境界には、コンクリートブロックとフェンスを新設します。境界より 1 メートルは空地とし、隣地への影響がないように留意します。西側隣地境界には、既存のブロックフェンスが敷設されておりますので、境界より 1 メートルは空地として、近隣に留意します。南側の道路境界の通路の出入口は、安全対策として、チェーンで施錠します。それにより第三者の侵入を防ぎ、事故防止に努めます。敷地内の通路部分は、トラロープで区切って、雨水は自然浸透とし、敷地内は不平等沈下起きないように、転圧砂利敷、厚み 5 センチメートルを計画図のとおり施工します。

4、工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工期は許認可より 30 日間。工程につきましては、整地に 1 週間から 10 日間、コンクリートブロックのフェンスの敷設に、1 週間から 10 日間、それを終えて、転圧整地砂利敷に 5 日間、トラロープ敷設と予備日を含め 5 日間、天候その他予備日を含め 30 日間を予定しています。工事期間中安全対策として、車両の出入口は、工事用の柵などにより、第三者の侵入がないように施工しますが、必要に応じて警備員の配置もする予定です。

5、隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、隣接地には農地はございません。周辺地域の説明は、許認可前ということもあり、許認可後工事前に書面にて説明に伺う予定です。

6、施設の管理計画について、出入口には、チェーンなどで侵入ができないよう対策します。本社より車で 10 分程度なので、巡回での管理とします。最低でも 2 日に 1 回程度は巡回する予定でございます。以上、工事の概要です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありました

らご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 6 番 内田委員

○6 番(内田 直彌君) ここは相続で受けた土地なんですよ。現地は近隣、隣も、個人住宅です。ほとんど周りは住宅です。問題っていうのはこれと言ってないので、特に問題はないじゃないかなと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 5 条の規定による許可申請事案、整理番号 3 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

それでは、日程第 2 号、議案第 18 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。整理番号 25 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 25 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 10,462 平方メートル、申出地は[REDACTED] 外 2 筆、地目畑、地積合計 2,970 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 15 年、8 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母の２名で、従事日数は 280 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○4 番（比留川 義昭君）整理番号 25 番、耕うん状態で、農地として適正に管理されており、許可が妥当だと思いますので、皆さんの審議よろしくお願いいたします。

○第 1 地区(山田 英毅君)本日審議がなされます、農用地利用集積計画決定事案について、8 月 20 日第 1 班に同行させていただき、現地調査を行ったことをご報告させていただきます。現地の状況は先ほど第 1 班の代表委員が述べられたとおり、整理番号 25 は、耕うん状態にあります。借人は長年、直売事業を主に農業に従事しています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。他に、意見等はありませんか。

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 25 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

本件につきましては、[REDACTED]が、農業委員会等に関する法律第 31 条の

規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

(退席)

○議長（古塩 貞夫君）　ただ今、 委員が、退席されました。現在の委員数は12名、推進委員2名です。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号26番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は40,242.30平方メートル、申出地は 外3筆、地目畑、地積合計2,972平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成18年、7回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は 歳、自作の畑、24,307.30平方メートル、利用集積による畑、15,935平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、父、母の4名で、従事日数は320日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。　4番　比留川 義昭委員

○4番（比留川 義昭君）整理番号26、耕うん状態で、農地として適正に管理されており、許可が妥当だと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。　第2地区　峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）8月19日現地を確認したことをご報告させていただきます。現地の状況は先ほど第1班代表委員が述べられたとおり、耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして。借人は、園芸協会に加入し熱心に農業に取り組んでおります。トウモロコシ、キャベツ、ブロッコリー、レタス部会に加入し、ブロッコリー部会では、会

長を務めております。以上のことを踏まえまして、利用集積決定は妥当であると考えます。
皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 26 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

（ 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、 が着席されました。現在の委員数は、委員 12 名、推進委員 3 名です。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 27 番を審議いたしますが、整理番号 27 番、28 番、29 番の 3 件は申出人であります借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 27 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 74,403.50 平方メートル、申出地は 外 1 筆、地目畑、地積合計 1,982 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 3 年、2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 28 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、

外 1 筆、地目畑、地積 1,486 平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 27 番と同一でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 29 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、

外 1 筆、地目畑、地積 1,982 平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 27、28 番と同一でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この 3 件の借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の畑 4,855 m²、利用集積による畑 16,844 平方メートル、その他、海老名市、厚木市、愛川町において、自作の田 8,877 平方メートル、自作の畑 767 平方メートル、利用集積による田 25,077 平方メートル、畑 17,983.5 平方メートルを耕作し、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、母、子、従業員 5 名の計 9 名で、従事日数は 340 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。 4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）整理番号 27、28、29。これに関しまして、同じ敷地内であります。耕うん状態で、農地として適正に管理されており、許可が妥当だと思いますので、皆様の審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田 推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は、代表委員が述べられたとおりです。整理番号 27、28、29 共に耕うん状態です。借人は、海老名市の法人で、海老名市や綾瀬市などで広く農業経営をされています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議の

ほどよろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1 件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 27 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 28 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）続いて、整理番号 29 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 30 番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定について、整理番号 30 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 17,591.75 平方メートル、申出地は XXXXXXXXXX、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 3 年、2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。

貸人は 100 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の樹園 5,432.75 平方メートル、利用集積による畑 10,153 平方メートル、樹園 2,006 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。 4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）整理番号 30、耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。許可妥当だと思いますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田 推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は、代表委員が述べられたとおりです。整理番号 30 は、耕うん状態で、適正に管理されていると思います。借人は、上土棚でブルーベリーやレタス、ネギなどの直売事業を主に営農されています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号 30 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申し出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 31 番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 31 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 4,758 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積 495

平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 6 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は ■■■ 歳、綾瀬市において、利用集積による畑 4,758 平方メートルを耕作し、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、父、母の 3 名で、従事日数は 340 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。 4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）整理番号 31、同じく耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました、許可妥当だと思いますので、皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田 推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。共に耕うん状態です。借人は綾瀬市園芸協会のナス部会に加入しています。今後は、規模の拡大を目指しており、将来を期待される農業者です。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号 31 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出

のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 32 番を審議いたします。

本件につきましては、[] 委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

([] 委員退席)

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、[] が、退席されました。現在の委員数は 11 名、推進委員 3 名です。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）続きまして、総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 32 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、[] 外 1 筆、地目畑、地積合計 1,982 平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 6 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、90 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、整理番号 31 番と同一人であります。綾瀬市において、利用集積による畑 4,758 平方メートルを耕作し、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、父、母の 3 名で、従事日数は 340 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）整理番号 32、同じく耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。許可が妥当だと思いますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田 推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は、耕うん状態です。借人は整理番号 31 と同人で、利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

す。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 32 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

（ 委員入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、 委員が着席されました。現在の委員数は、委員 12 名、推進委員 3 名です。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 33 番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定について、整理番号 33 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 17,370 平方メートル、申出地は 、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 6 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、250 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は 歳、自作の畑 12,719 平方メートル、利用集積による畑、4,651 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。 4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）整理番号 33、同じく耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。許可が妥当だと思いますので、皆さんのご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田 推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。整理番号 33 は耕うん状態です。借人は綾瀬市園芸協会に加入しており、主に施設でキュウリ、トマトを栽培する農業者です。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 33 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 34 番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 26 ページから 28 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定について、整理番号 34 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 4,913 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■外 4 筆、地目畑、地積合計 3,964 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 6 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、27 ページから 28 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、250 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑 3,923 平方メートル、利用集積によ

る畑 990 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、父、母の 4 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。 4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）整理番号 34、場所は 2 か所に分かれていますけれども、耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。許可が妥当だと思いますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田 推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。整理番号 34 は耕うん状態です。借人は、露地野菜を主に直売事業を行っています。多種多品目の野菜を熱心に栽培されています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号 34 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程第 3 号、議案第 19 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。整理番号 1 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 30 ページ、31 ページをご覧ください。議案第 19 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号 1 番でございます。申

出人である、農業の主たる従事者及び申出者は記載のとおりでございます。買取り申出生産緑地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積 1,469 平方メートルでございます。内容といたしましては、生産緑地の買取り申出を行うにあたり必要となる、生産緑地法第 10 条の規定に基づく「農業の主たる従事者」である旨の証明でございます。

買取り申出事由といたしまして、農業の主たる従事者の死亡、買取り申出事由が生じた年月日は、令和 6 年 3 月 3 日でございます。当該生産緑地は主たる従事者が生前年間 300 日ほど耕作をされていたとの申出でございます。場所につきましては、31 ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）整理番号 1 番、一部ハウスが少し残っていましたが、耕うん状態で適正に管理されておりました。証明書の発行が妥当だと思いますので、皆さんの審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）今月の 17 日に、ご家族とお会いして、現地を確認してきました。3 月にお父さんがお亡くなりになられて、一時的にちょっと畑を荒らしたこともあったというお話でしたけれども、現在は耕うんされて、しっかり管理されておりました。証明書の発行には問題がないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号 1 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願出のとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第 4 号、報告第 5 号、専決処分等についてを、議題といたします。

事務局長より報告願います。

○事務局長（峯山事務局長）それでは、日程第4号、報告第5号、専決処分等についてでございます。議案書の32ページから36ページをご覧ください。

本件につきまして、農地法第4条第1項第7号の規定による届出が1件、農地法第5条第1項目的の買受適格証明願1件、農地法第18条第6項の規定による通知2件、農地法適用除外処分が1件ございました。

綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告させていただきます。議案書の32ページをご覧ください。1の転用届出に係る事務処理、農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件でございます。整理番号9番、転用の内容は住宅敷地で、地積390平方メートルでございます。専決処分に付した日付は、記載のとおりでございます。

次に、議案書の33ページをご覧ください。

2の農地法第5条第1項目的の買受適格証明願でございます。整理番号1番、この証明願は、市街化区域の農地が公売に付され、転用を目的として、公売に参加するために必要となるものでございます。今回、東京国税局が、執行する動産、公売に参加するための添付書類でございます。農地を農地以外に運用することができるものが、証明の添付を求めるもので、申請人から提出されました証明願の内容につきまして、市街化区域の農地を転用目的で取得する場合の、農地法第5条の規定に準じて審査いたしまして、的確であると判断し、証明書を交付させていただいたものでございます。

次に、議案書の34ページから35ページをご覧ください。

3の農地法第18条第6項の規定による通知2件でございます。整理番号5番、内容といたしましては、農業経営基盤強化促進法の定めによって設定された利用権について、合意解約されたことから、農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、合意解約の日、都市計画区域等は記載のとおりでございます。整理番号6番につきましても、同様でございます。

次に、議案書の36ページをご覧ください。

4の農地法適用除外処分でございます。整理番号1番、本件につきましては、神奈川県厚木土木事務所東部センター所長より協議がありましたのでご報告いたします。農地を農地以外に使用する際は、農地法の規定により、農地転用の許可が必要となりますが、適用除外条項により不要となることから、その協議があったものでございます。

これは、神奈川県が行います、一級河川、目久尻川河川改修工事に伴い、作業ヤード資材置場及び仮設事務所として、所有者の同意を得て、令和7年1月7日までの間、一時的に転用をするものでございます。賃借人及び届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第5号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和6年8月第14回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10時32分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員